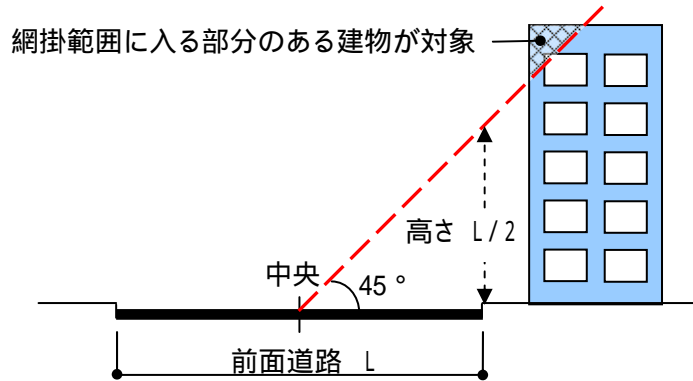
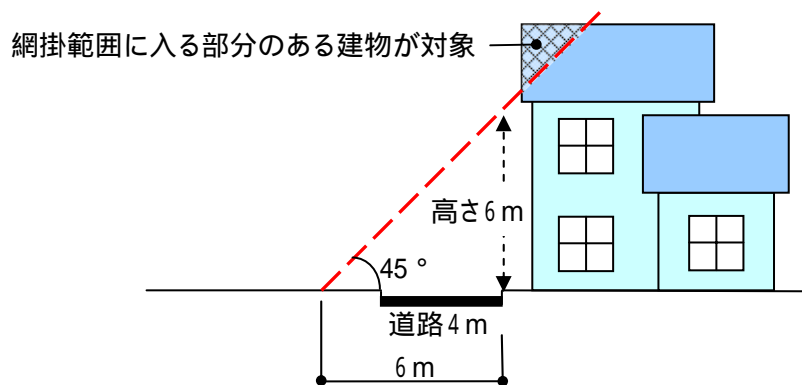


一定の高さ以上の建築物

前面道路の幅員が 12m を超える場合
幅員の 1 / 2 の高さを超える建築物



前面道路の幅員が 12m 以下の場合
6 m の高さを超える建築物



参考 法令上の定義では、下記のようになっています。

耐震改修促進法 施行令

第 4 条 (略) そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12 m 以下の場合 6 m
- 二 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 1 / 2 に相当する距離